

# 上下水道部が 県富士総合庁舎へ 移転します



移転先／県富士総合庁舎（本市場441-1）  
 開庁時間／8:30～17:15（上下水道お客様センターは土曜日の8:30～12:00も営業しています）  
 ※開庁時間に変更はありません。

上下水道部と上下水道お客様センターは、9月下旬から一部の部署が、10月1日(月)からは全部署が県富士総合庁舎へ移転します。移転に伴い各課の電話番号・FAX番号が変わりますので、ご注意ください。

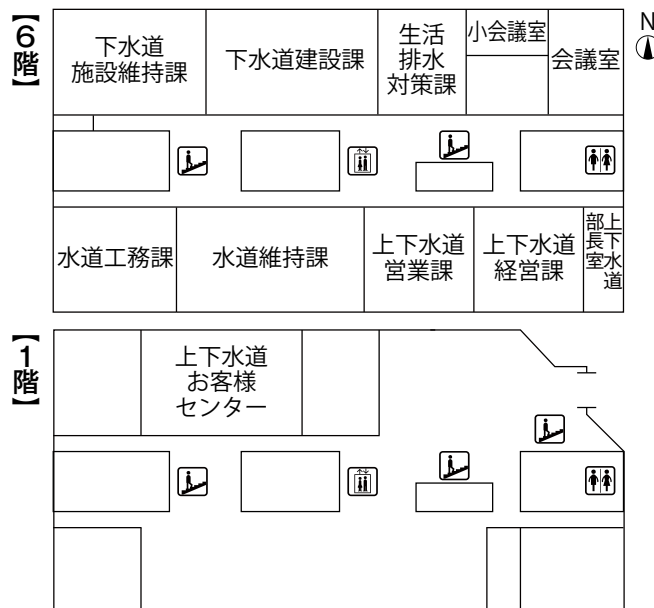
## 9月25日(火)～

部署名		電話番号	FAX番号
上下水道営業課	水道お客様担当	67-2827	67-2891
	下水道使用料担当	67-2828	
	営業担当	67-2829	
水道工務課	計画担当	67-2832	67-2893
	工務担当	67-2833	
水道維持課	維持担当	67-2834	67-2894
	給水装置担当	67-2835	
	原水施設担当	67-2836	
上下水道お客様センター(ヴェオリア・ジェネッツ(株))		67-2873	67-2898

## 10月1日(月)～

部署名		電話番号	FAX番号
上下水道経営課	管理担当	67-2814	67-2890
	水道経営担当	67-2815	
	下水道経営担当	67-2816	
	出納担当	67-2817	
下水道建設課	計画担当	67-2840	67-2895
	調査設計担当	67-2841	
	工事担当	67-2843	
下水道施設維持課	管路担当	67-2845	67-2896
	施設管理担当	67-2846	
	排水設備担当	67-2847	
生活排水対策課		67-2850	67-2897

## 県富士総合庁舎フロア案内



上下水道部の移転について詳しくは、市ウェブサイトまたは広報ふじ11月20日号と同時に配布される「たっぴり上下水道情報局」をごらんください。

【市ウェブサイト】くらしと市政→くらし・手続→上下水道→お知らせ→上下水道部は静岡県富士総合庁舎へ移転します

問い合わせ／上下水道経営課 管理担当 ☎55-2843 ☎53-2753 📧joug-keiei@div.city.fuji.shizuoka.jp

生活排水対策課 ☎(55)2853 ☎(55)2919

問合わせ  
 浄化槽区域の変更に伴い、平成30年4月から一部地域で設置の際の補助金額が変更(増額)となりました。対象地域など詳しくは、生活排水対策課へお問い合わせください。

### 補助金区域を変更しました

市は、浄化槽の設置と維持管理に対して、補助金制度を設けています。  
 浄化槽区域の変更に伴い、平成30年4月から一部地域で設置の際の補助金額が変更(増額)となりました。対象地域など詳しくは、生活排水対策課へお問い合わせください。

### 定期的な維持管理をしましょう

浄化槽の管理者は、浄化槽による生活排水の適正な処理を図るため、清掃・保守点検・法定検査を定期的に行うことが浄化槽法により義務づけられています。これらが適正に行われないと、し尿などがそのまま流れ、悪臭が発生するなど、周囲に迷惑をかけ、環境汚染の原因にもなります。適正な維持管理を心がけましょう。

### 合併処理浄化槽への転換を

トイレの排水のみを処理するみなし浄化槽(単独処理浄化槽)やくみ取り便槽を使用している家庭では、台所や風呂などから排出された水が未処理のまま流されています。環境保全のためにも、ぜひ合併処理浄化槽への転換をお願いします。

### 浄化槽とは

浄化槽(浄化槽法で合併処理浄化槽のことをいいます)は、微生物の働きを利用して、トイレや台所、風呂などの生活排水をきれいにする装置で、水辺環境の保全に重要な役割を果たしています。

10月1日は浄化槽の日

